

様式 7

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年7月21日(金) 島根大学本部棟1階第一会議室	
委員	委員長 野田 素三子 (行政書士) 委員 深田 拓慶 (公認会計士・税理士) 委員 福島 薫 (弁護士)	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考)
工事(小計)	5件	・今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 ・抽出案件の審議については、担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争入札	1件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	1件	
一般競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

別紙

質 問	回 答
<p>1. 国立大学法人島根大学において発注した建設工事について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>2. 国立大学法人島根大学において発注した設計・コンサルティング業務について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>3. 指名停止等の措置について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業結果務の抽出について (野田委員長より説明) ※不落随契の中より競争参加者数が多い工事、契約額が最も高額の工事、落札率が低い工事、入札方式等を勘案して抽出 ・特になし</p> <p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (施設企画課より工事概要について説明)</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式(最低価格落札方式)</u></p> <p>【(医病)MRI-CT装置棟1階MRI-CT検査室改修電気設備工事】</p> <p>・この工事は、もともとあったMRI-CT装置についての工事なのか、全く新たなものについて電気設備工事を行うのか。</p>	<p>・既設装置は2台あるが、今回新規に導入するMRI-CT装置1台に係る電気設備工事である。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器1台（大学支給品）とあるが、既存のものを使用するということか。 ・入札回数について、制度上は原則2回となっている。今回4回まで行っているが、2回以上行う場合の基準は、どのようなものか。 ・今回、不落随契となっても3回目で落札しており、予定価格とかなり開きがあったと思われるが、この差についてはどう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学で使用していた変圧器を保管していたので、それを支給品とした。 ・入札を2回行った時に、3回目以降に参加者が2者以上いる場合は、入札を継続する。そのため今回は、4回まで行い不落随契とした。 ・変圧器が大学支給品であったため、労務費に開差がでたのではないかと考えている。
<p>（2）一般競争入札方式（総合評価落札方式（実績評価型）+（施工体制確認型）） 【（医病）高度外傷センター新営その他工事】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・再度公告の工事で、条件的には当初より拡大されているが、工事施工実績については、当初と同じ条件なのか。 ・延べ面積が300㎡以上となると、大学病院の工事に比べると小さい工事施工実績を持つ業者が参入してくるのではないか。 ・当初の競争参加資格は、「B」等級だけだったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績の延べ面積を当初の500㎡以上から300㎡以上に低く設定した。本学の基準により、本工事の延べ面積が1,074㎡であるので、当初は1/2の500㎡とした。再度公告では、更に新規参入が可能となるよう3/10の300㎡とした。 ・病院用途の施工実績自体が少ないこともあって、300㎡以上に低く設定し条件を拡大したものである。 ・当初の競争参加資格は、「A」又は「B」等級とした。

<ul style="list-style-type: none"> ・再度公告では、資格条件を拡大し「C」等級まで広げたが、「C」等級でも大丈夫だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種工事施工実績を有する業者は存在すると判断した。特に問題はなかった。
<p>(3) 一般競争入札方式（総合評価落札方式（実績評価型））</p> <p>【(医病) 基幹・環境整備（R I モニター設備更新）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根、鳥取で予定していた参加業者は、もともと何社で、条件を広げることによって、どれくらい増えるのか。 ・もともと島根県の代理店は、何社なのか。 ・低入札価格の調査について、入札内訳書に「共通仮設費」等の記載は無く、直接工事費の中に含めてあるようだが、この業者は、一般的にどんな工事でもこのような積算をしているのか。 ・低入札価格調書の実施概要中、資材購入先と入札者の関係の項目に、「資材購入先に金額交渉に応じてもらい安価での工事が可能となった」とあるが、入札業者が資材購入先に負担を強いるようなことがあったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R I モニターを製造しているのは、日立製作所、富士電機の2社である。その代理店の一つが千代田テクノルであるが、製造業者が少ないので、当初から中国地区まで地域条件を広げるつもりであったため、そこまでの調査は行っていない。 ・1社だけである。 ・千代田テクノルは、R I に特化した会社であり、一般の施工業者とは異なる特殊な業者である。本来の工事においては、公共工事積算指針により積算を行うものである。本件については、書式の相違等についてヒアリングを行ったところ、積算漏れでは無い旨の確認ができたため、問題なく履行されると判断した。 ・負担を強いるようなことがあったのではなく、資材購入先との長年の取引により信頼が培われていたことにより、今回安価になったということである。

<p>・ R I モニターを納入すると、後々メンテナンスが付随してくるようなことがあるのか。</p> <p><u>(4) 一般競争入札方式 (工事希望型競争入札方式)</u></p> <p>【(塩冶) 医学図書館 (南) エレベータ改修工事】</p> <p>・ エレベーターの改修工事であるが、なぜ改修が必要となるのか、どのような基準で改修を行うのか。</p> <p>・ 参加資格の設定で、業者の工事施工実績と配置技術者の施工実績の基準が異なっているのはどうしてか。</p> <p>・ 競争参加業者 2 者ともに A 等級である。C 等級の参加資格業者では、難しい面があるのか。</p>	<p>・ メンテナンス、保全業務等が生ずる場合でも、競争での契約になるため付随することはない。</p> <p>・ 建築基準法第 1 2 条により、設備の点検が定められており、エレベーターについても点検を行うことになっている。部品のメーカーストックは概ね 2 0 年であり、部品が製造されている間は、メンテナンスで対応できるが、部品の製造が無くなった以降は、部品の供給が無くなるので、改修工事を行うことになる。</p> <p>・ 工事希望型競争入札方式については、文部科学省から指針が示されている。業者の工事施工実績より配置技術者については、条件緩和の措置があり、そのため異なっている。</p> <p>・ 工事希望型競争入札では、1 0 社から 2 0 社程度の業者をあらかじめ選定し、選定業者に対して入札公告を行うものである。公告に基づき参加申請してきた業者の資格審査を行い、資格が有る業者によって入札が行われる。</p> <p>本学の場合、エレベーター協会会員 1 3 者を選定したが、1 3 者全て A 等級又は B 等級であり、C 等級は無かったためである。</p>
---	--

<p><u>(5) 随意契約</u></p> <p>【(川津)人間科学部(教育学部校舎等)改修電気設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積業者は、2者ともA等級であるのか。 ・工期の時間が迫る中で、A等級の大きな業者が余力的にも受けてもらえる可能性が広がるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積業者は、A等級とB等級で、落札業者はA等級である。 ・A等級の方が余力もあり、可能性が広がると考えている。
<p><u>(6) 随意契約</u></p> <p>【(川津)ライフライン再生(実験排水設備)設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略したとのことであるが、予定価格を作成しないと300万円未満かどうか分からないのではないのか。 ・確認であるが、300万円未満であれば予定価格調書の作成は省略するという意味で、予定価格はあるということが良いか。 ・2者の価格差は、技師の配置であると思われる。どんな技師を配置するといった指示書のようなものは無いのか。 ・特に必ず技師Cでなければならないと言うことではないのか。完成品が出来れば良いということなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書の作成は省略しているが、積算は行っている。 ・見積書が適正かどうか判断するための積算を行っている。 ・設計の積算を行う場合は、基本的に技師Cで算定する等の指針がある。しかしながら契約業者は、自社の実状に即した形で技師C、技術員、補助員を配置した上で積算を行っているため、価格は他方より下がっている。2者とも人数的には、だいたい同じである。 ・検収を行うので、成果品として完成していれば良いと考える。